

防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則について

1 趣 旨

防衛庁の省移行に伴い、これまで内閣府令で規定していた公益法人の設立及び監督並びに公益信託の引受けの許可及び監督に係る行政手続等における情報通信の技術の利用について、新たに防衛省令を制定するもの。

2 概 要

- (1) 防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（以下「公益法人の設立・監督に関する規則」という。）及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（以下「公益信託の引受けの許可・監督に関する省令」という。）の規定に基づく申請等において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせる場合には、
 - ① 電子情報処理組織を使用して申請等をしようとする者は、法第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であって、防衛省が定める技術的水準に適合するものから入力しなければならない。
 - ② 電子情報処理組織を使用して申請等をしようとする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する情報であって、電子証明書であって、防衛省が法第3条第1項の防衛省の使用に係る電子計算機から認証できるものと併せてこれを送信しなければならない。
- (2) 法第3条第4項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第2条第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名とする。
- (3) 公益法人の設立・監督に関する規則及び公益信託の引受けの許可・監督に関する省令の規定に基づく申請等に対する処分通知等において、法第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う場合には、防衛大臣は、法第4条第1項の防衛省の使用に係る電子計算機から入力し、防衛省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 施行期日

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成19年1月9日）